変更契約調書	
契約の相手方及び住所	三重県鳥羽市坂手町138番地 有限会社 中西水道 代表取締役 中西 高明
工 事 名	市道神島西海岸線外1線転落防止柵設置工事
工 事 場 所	鳥羽市 神島町 地内
工 事 種 別	土木工事
変更工事概要	 転落防止柵工(1号箇所) L=48m 防護柵設置 転落防止柵工(2号箇所) L=27m 防護柵設置 転落防止柵工(3号箇所) L=75m 防護柵設置 転落防止柵工(4号箇所) L=7m 防護柵設置
当初契約年月日	令和4年7月13日
変更契約年月日	令和4年8月30日
当 初 工 事 期 間	令和4年7月13日 ~ 令和4年9月20日
変更後工事期間	当初工事期間どおり
当 初 契 約 金 額	2,618,000円(税込み)
変 更 金 額	339,900円(税込み)
変更後の契約金額	2,957,900円(税込み)
変更製約理由	当初設計に基づき、工事施工中のところ下記理由により変更するものとする。 現地草刈り等の作業を行い、路肩状況を確認したところ、転落の恐れがある箇所があったことから、1号箇所を18m、4号箇所を2m増工する。